

## 地域連携保全活動の促進に関する基本方針（素案）

我が国には、多種多様な生物と、それらを取り巻く変化に富んだ自然があります。自然と共生する人々の暮らしの営みを通じて、形づくられた特徴的な自然や特有の文化もあります。これらの自然や文化は、それぞれの地域において、それぞれの地域の特性を背景として長い年月をかけて育まれてきたものであり、これが、我が国の豊かな生物多様性の根源なのです。そして私たちは、この豊かな生物多様性から多くの恵みを楽しんで、健康で文化的な生活を送っているのです。

しかし一方で、近年、それぞれの地域において、人間活動や開発による生物種の減少や生態系の破壊、社会構造の変化に伴う里地里山などに対する人間の働きかけの縮小、人為的に持ち込まれた外来種による生態系の攪乱などが進行しており、本来豊かであるはずの生物多様性が失われつつあります。

それぞれの地域に目を向けると、現在、地方公共団体やNPO、地域住民、農林漁業者、企業、専門家などの地域の様々な関係者が主体となり、それぞれの地域の自然や文化などの特性に応じた、生物多様性の保全のための活動が数多く行われています。このような、地域の特性に応じたきめ細かな活動は、それぞれの地域の生物多様性によって我が国の豊かな生物多様性が形づくられているという観点から、重要な意義を持つものです。

そのような中、平成 20 年に、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本原則などを定めた生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）が制定され、平成 22 年 3 月には、同法に基づく生物多様性国家戦略 2010 が閣議決定されました。また、平成 22 年 10 月には、我が国で生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）が開催され、新たな世界目標である「愛知目標」が合意されるなどの成果が得られたところです。今後は、生物多様性に対する国民の関心や要請の高まりを受け、愛知目標などの達成に向けて、国内外における生物多様性に関する施策の一層の充実を図ることが求められています。

このような状況を踏まえ、平成 22 年 12 月、地域の多様な主体が連携して行う生物多様性の保全のための活動を促進し、それぞれの地域の生物多様性の保全、ひいては我が国全体の生物多様性の保全を図ることを目的として、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成 22 年法律第 72 号。以下「法」という。）が制定されました。

法の主務大臣である環境大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、今般、法附則第2条第1項の規定に基づき、地域連携保全活動の促進に関する基本方針を定めました。本基本方針は、生物多様性国家戦略 2010 における理念や基本的な方針、講ずべき施策などを踏まえた上で、地域連携保全活動の促進の意義や地域連携保全活動計画の作成に関する基本的事項などを定めたものであり、今後、それぞれの地域で地域連携保全活動を促進するための指針となるものです。

本基本方針に基づき、全国各地において、地域の多様な主体が有機的に連携して行う、地域の特性に応じた生物多様性の保全のための活動（以下「地域連携保全活動」という。）が促進され、それぞれの地域において、それぞれ特有の生物多様性が保全されることが期待されます。

## 目 次

### 第1章 地域連携保全活動の促進の意義に関する事項

1	地域の生物多様性を取り巻く状況.....	1
	(1) 地域の生物多様性の状況.....	1
	(2) 地域の生物多様性保全活動の状況.....	1
2	地域連携保全活動の促進の意義.....	2
3	地域連携保全活動の促進の方向性.....	2
	(1) 多様な主体の参加・連携.....	2
	(2) 地域の特性に応じた活動.....	3
	(3) 科学的な知見に基づく活動.....	3
	(4) 経済的な価値を生み出す工夫.....	3

### 第2章 地域連携保全活動の促進のための施策に関する基本的事項

1	地域連携保全活動の促進のための各主体の役割.....	4
	(1) 国の役割.....	4
	(2) 地方公共団体の役割.....	4
	(3) NPOや市民の役割.....	5
	(4) 地域住民や農林漁業者の役割.....	5
	(5) 企業などの事業者の役割.....	5
	(6) 専門家・研究者の役割.....	6
2	地域連携保全活動の促進のための施策.....	6
	(1) 国の施策.....	6
	(2) 地方公共団体の施策.....	7

### 第3章 地域連携保全活動計画の作成に関する基本的事項

1	地域連携保全活動計画の作成に当たっての基本的な考え方	8
(1)	多様な主体の参加・連携	8
(2)	公正性・透明性の確保	8
(3)	科学的な知見に基づく検討	8
(4)	既存計画などとの調和、関係者との調整	8
(5)	地域連携保全活動実施者の同意	9
(6)	地域連携保全活動計画の案の作成に関する提案	9
(7)	複数の市町村による地域連携保全活動計画の作成	9
(8)	地域連携保全活動計画の公表	9
(9)	地域連携保全活動計画の見直し	9
2	地域連携保全活動計画の内容	10
(1)	区域	10
(2)	目標	10
(3)	地域連携保全活動の内容	10
(4)	国又は都道府県との連携に関する事項	11
(5)	計画期間	11
3	自然公園法などの各法律の特例措置に係る協議など	11
(1)	環境大臣に対する協議	11
(2)	都道府県知事に対する協議	11
(3)	市町村森林整備計画との適合	12
(4)	特例措置の対象とならない他法令の規制行為などの取扱	12

### 第4章 農林漁業に係る生産活動との調和その他の地域連携保全活動の促進 に際し配慮すべき事項

1	農林漁業に係る生産活動との調和	13
(1)	農林漁業と生物多様性	13
(2)	地域連携保全活動の促進に際し配慮すべき事項	13
(3)	地域連携保全活動と農林漁業との共生の方向性	13
2	社会資本の整備・管理との調和	14

### 第5章 その他地域連携保全活動の促進に関する重要事項

1	地域連携保全活動協議会	15
(1)	協議会の組織化・構成員	15
(2)	協議会の運営など	15
2	地域連携保全活動支援センター	15

## 第1章 地域連携保全活動の促進の意義に関する事項

### 1 地域の生物多様性を取り巻く状況

#### (1) 地域の生物多様性の状況

我が国には、狭い国土ながらも、森林や里地里山、都市内の緑地、河川、湿原、干潟、サンゴ礁など、様々なタイプの自然があり、そこには、固有種を含め多くの生物が生息・生育しています。この豊かな生物多様性は、南北に長い国土や複雑な地形、季節風の影響による四季の移ろい、恵み豊かな海流などが変化に富み、その上に積み重ねられてきた人々の長い年月にわたる暮らしの営みによって形づくられてきたものです。また、気候や植生などの自然的条件と歴史や文化などの社会的条件は、それぞれの地域で異なるため、それらを基盤として形づくられた生物多様性の状況も、それぞれの地域で特有のものであると言えます。

しかし近年、全国各地において、人間活動や開発によるコウノトリやメダカ、ササユリなどのかつて身近に見られた動植物の減少、アライグマやアメリカザリガニなどの人為的に持ち込まれた外来種による生態系のかく乱、里地里山などに対する人間の働きかけの縮小によるギフチョウやハナシノブなどの特徴的な種の減少、シカやイノシシなどの増加による生態系や農林業に係る被害、人と自然とのつながりによって培われてきた地域特有の食や祭りなどの文化の衰退など、これまでそれぞれの地域の多様な自然的・社会的条件を基盤として育まれてきた、豊かな生物多様性が損なわれる事態が深刻化しています。また今後は、地球温暖化による生物多様性への影響も大きな課題となってきます。

#### (2) 地域の生物多様性保全活動の状況

地域の生物多様性が損なわれていることを踏まえ、現在、全国各地において、地方公共団体や特定非営利活動法人などの民間の団体(以下「NPO等」という。)、地域住民、農林漁業者、企業、専門家などの地域の様々な関係者が主体となり、希少な野生動植物の生息・生育環境を改善するための活動、雑木林の下草刈りや竹林の管理などの里地里山保全活動、ふゆみずたんぼなどの生物に配慮した農業生産に関する活動、都市における緑地の保全・創出活動、河川やため池における外来種の防除、海の生物を育む藻場や干潟の保全活動、市民参加型の身近な生きもの調査、地域資源を活用したエコツーリズム、環境教育・学習などの活動が行われています。

その一方で、このような活動が行われていない地域も少なくありません。また、活動が行われている場合であっても、生物多様性の保全の観点から適切な方法で行われていなかったり、関係者間の連携が思うように進まず円滑に行われていなかったりするなど、地域の生物多様性の保全に当たっての課題も多く見られます。例えば、活動の一環として、本来その地域に生息・生育しない動植物を放流・植栽することは、地域固有の種の駆逐や遺伝的なかく乱を招くなど、地域の生物多様性の保全に支障を及ぼすおそれを含んでいます。

## 2 地域連携保全活動の促進の意義

「地域連携保全活動」は、奥山自然地域、里地里山・田園地域、都市地域、河川・湿原地域、沿岸域などの様々な地域において、地域の自然や文化などの自然的・社会的条件に応じて、地方公共団体やNPO等、地域住民、農林漁業者、企業、専門家などの地域の多様な主体が有機的に連携して行う、生態系に被害を及ぼす外来種の防除、生態系や希少な野生動植物の保護活動、生態系に関する調査、生物多様性を重視した農林漁業や緑地の保全・創出に係る活動、自然とのふれあい活動、環境教育活動などの生物多様性を保全するための活動です。

先に示した地域の生物多様性を取り巻く状況を踏まえると、今後、それぞれの地域において、地域の自然的・社会的条件に応じた地域連携保全活動を促進することが重要です。その際には、特に、地域の多様な主体間の有機的な連携を図り、当該活動が円滑に進められるとともに、生物多様性の保全の観点から適切に行われることが重要となります。

それぞれの地域において、地域の特性に応じたきめ細かな地域連携保全活動が行われることによって、地域レベルの生物多様性の保全が強化され、ひいては我が国全体の生物多様性の保全の一層の推進につながるなど、当該活動を促進することは、我が国の生物多様性の保全にとって極めて重要です。また、当該活動を促進することによって、地域住民同士のつながりの強化による地域コミュニティの再構築や伝統的な地域文化の伝承、バイオマスなどの地域資源を活用した新たな産業の創出、都市住民や企業との連携を通じた都市と農村との交流の促進、小・中学生による生きもの調査などを通じた環境教育としての活用などに資することが期待でき、当該活動を促進することは、それぞれの地域が個性的で魅力ある地域づくりを進める上でも重要なものであると言えます。さらに、活動に参加する一人ひとりにとっても、自然の中での活動や様々な関係者とのふれあいなどを通じて、新たな交流や価値観が生まれるとともに、豊かな感性が育まれるなど、健康で文化的な生活を送るための一助となることが期待できます。

## 3 地域連携保全活動の促進の方向性

先に示した地域の生物多様性の状況や地域連携保全活動の促進の意義を踏まえ、地域連携保全活動を促進するに当たっての基本的な方向性として、次の4点を示します。

### (1) 多様な主体の参加・連携

地域連携保全活動は、初期の検討段階から当該活動の実施、実施後のモニタリングに至るまで、地方公共団体やNPO等、地域住民、農林漁業者、企業、専門家などの地域の多様な主体が参加・連携して行われることが重要です。そして、当該活動をより有効なものとするためには、多様な主体の積極的な参加を促すとともに、各主体がそれぞれに求められている役割を十分に果たすことができるよう、各主体が有機的に連携できる体制や仕組みを整えることが重要です。

## (2) 地域の特性に応じた活動

それぞれの地域の生物多様性は、それぞれの地域の自然的・社会的条件を背景として長い年月をかけて形づくられてきたものであり、ひとつとして同じものはありません。このように、それぞれの地域において特有の生物多様性が育まれてきたことが、我が国の豊かな生物多様性の礎となっています。

そのため、地域連携保全活動は、当該活動を行おうとする地域の生物多様性が形づくられてきた背景を尊重するという視点に立ちつつ、その地域の自然環境や固有種の分布状況、歴史や文化、人と自然との関わり方などを踏まえ、その地域の特性に応じて行われることが極めて重要です。

## (3) 科学的な知見に基づく活動

地域の自主的な取組である地域連携保全活動の促進に当たっては、科学的な知見に基づく適切な方法による実施の観点が重要です。そのためには、地域の大学や博物館、学術団体、専門家などとの連携を図り、地域の自然的・社会的条件に関する情報の収集・整理、生物多様性の保全の観点からの適切な実施方法の検討などに関して、科学的な知見に基づく助言や協力を得られる体制を整えることが重要です。

また、生態系は、その構成要素が微妙な均衡を保ちながら成り立っているため、地域連携保全活動が科学的な知見に基づく方法で行われたとしても、予期せぬ結果が生じることも想定され、その場合には、自然の応答を踏まえつつ順応的に対応することが求められます。近年では、地球温暖化による生物多様性への影響の把握という観点も重要となってきています。そのため、当該活動の実施状況や効果などに関するモニタリングを行い、その結果を活動に反映させることができる柔軟な仕組みを整えておくことも重要です。

## (4) 経済的な価値を生み出す工夫

地域連携保全活動を持続的なものとするためには、当該活動が行われることによって、経済的な価値が生まれるような工夫を加える視点も重要です。全国各地において、生物に配慮した農法で生産した「生きものブランド米」の販売や地域の自然資源を利用したエコツーリズムによる観光の推進、バイオマスの利活用による新たな地域産業の育成・創出などが地域経済と結びつき、持続的な実施体制が確立されるとともに、地域の活性化につながっているという例が多く見られます。地域連携保全活動が経済的な価値を生み出すという視点は、当該活動を持続的に行うための大きな推進力となることに加え、地域で新たな活動を始める契機となる側面も有しています。

## 第2章 地域連携保全活動の促進のための施策に関する基本的事項

### 1 地域連携保全活動の促進のための各主体の役割

それぞれの地域において地域連携保全活動を促進するためには、それぞれの地域の多様な主体が積極的に、かつ有機的に連携して、それぞれの役割を果たしていくことが重要です。地域連携保全活動を促進するために、各主体に期待される役割を次のとおり示します。

#### (1) 国の役割

生物多様性に関連する我が国の法体系は、幅広い分野に渡っており、それぞれの分野に関連する多くの個別法があります。これらの生物多様性分野に関連する個別法全体を束ねる基本法と位置付けられるものが、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本原則などを定めた「生物多様性基本法」です。

国は、同法に基づく生物多様性国家戦略の策定を通じて基本的な方針を示すとともに、生物多様性に関連する各種法制度についてそれぞれ効果的な運用や検討を行うなど、全国的な視点から生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を進める役割を担っています。

地域連携保全活動の促進に関しては、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（以下「法」という。）において、自然公園法や森林法、都市緑地法などの各法律の特例措置を講ずるとともに、地域連携保全活動に関する情報提供や助言などを行うよう努めることなどが定められており、これらの役割を担う必要があります。

#### (2) 地方公共団体の役割

地方公共団体には、生物多様性基本法などにおいて、地域レベルでの生物多様性に関する積極的な取組が期待されています。具体的には、同法に基づく生物多様性地域戦略の策定などを通じて、生物多様性に関する目標や計画的に講ずべき施策などの基本的な方針を示すとともに、生物多様性に関連する条例などに基づく各種制度に関して、それぞれ効果的な運用や検討を行うなど、地域の自然的・社会的条件に応じたきめ細かな取組を進める役割が期待されています。

地域連携保全活動の促進に関しては、都道府県、市町村がそれぞれの立場に応じた役割を担うことが期待されます。

##### 1) 都道府県の役割

地方公共団体は、法において、地域連携保全活動支援センターとしての機能を担う体制を確保するよう努めること、地域連携保全活動に関する情報提供や助言などの必要な援助を行うよう努めることなどが定められており、これらの役割を担うことが期待されます。

特に、地域連携保全活動支援センターとしての機能を担う体制の確保に関しては、より広域的な視点が必要であると考えられることから、広域的な視点で地域の生物多様性の保全のための行政を担う都道府県による積極的な取組が期

待されます。また、複数の市町村の連携による地域連携保全活動に関しては、地域連携保全活動協議会への参加などを通じて、市町村間の調整を図るなどの役割も期待されます。

## 2) 市町村の役割

市町村は、法において、地域連携保全活動計画を作成することができること、地域連携保全活動協議会を組織することができることが定められており、地域の様々な関係者との連携・調整を図るとともに、必要に応じて国や都道府県との連携を図りつつ地域連携保全活動計画をとりまとめるなど、地域連携保全活動を促進するための中心かつ積極的な役割を担うことが期待されます。

また、地域連携保全活動支援センターとしての機能を担う体制を確保するよう努めること、地域連携保全活動に関する情報提供や助言などの必要な援助を行うよう努めることなどが定められており、これらの役割を担うことが期待されます。

## (3) NPO・市民の役割

それぞれの地域において、NPO等や市民が中心となり、行政では十分に対応することのできない、地域に密着した生物多様性保全活動が行われており、このような活動によって、地域レベルの生物多様性は支えられています。

地域連携保全活動の促進に関しては、市町村に対する地域連携保全活動計画の案の提案や地域連携保全活動協議会への参加などを通じた、当該計画の作成段階における積極的な関わりが期待されます。また、これまでの活動経験を活かした、地域連携保全活動の実施面における中心的な役割を担うことが期待されます。

## (4) 地域住民・農林漁業者の役割

地域連携保全活動を持続的なものするためには、地域社会を構成する地域住民や農林漁業者の参加・協力が欠かせません。地域住民や農林漁業者が当該活動に積極的に加わることによって、当該活動の安定的な実施が確保されるほか、土地所有者をはじめとする地域の関係者との調整や当該活動の担い手の育成などの様々な面において、当該活動を持続的なものとするための効果が期待できます。地域住民や農林漁業者には、地域連携保全活動の促進の意義を踏まえ、当該活動への積極的な参加・協力が期待されます。

## (5) 企業などの事業者の役割

社会的貢献という点も含めて、生物多様性に関する企業などの事業者の関心は高まりつつあり、現在、それぞれの地域で行われている生物多様性保全活動への参加や事業活動を行う際の生物多様性への配慮など、様々な形で生物多様性に関する取組が進められています。

地域連携保全活動の促進に関しては、市町村やNPO等などとの連携を図り、地域連携保全活動計画の作成段階からの参加、当該活動に対する各種支援や専門的な技術の提供、事業活動を行う際の生物多様性への配慮など、積極的な取組が期待されます。



## (6) 研究機関・専門家の役割

地域の大学や博物館、学術団体、専門家などには、その専門的な知識を活かした、科学的な知見に基づく活動の実施の確保するための役割をはじめ、多くの役割を担うことが期待されます。

具体的には、地域の自然的・社会的条件に関する情報の収集・整理、地域連携保全活動の適切な実施に関する助言や指導、当該活動への参加を希望するNPO等や企業などに対する助言や連携のあっせん、科学的知見に基づく活動の重要性に関する普及啓発などの役割を担うことが期待されます。

## 2 地域連携保全活動の促進のための施策

### (1) 国の施策

生物多様性に関連する国の施策については、生物多様性基本法に基づき策定された「生物多様性国家戦略」に、生物多様性から見た国土のランドデザインや生物多様性の保全と持続可能な利用を推進するための方向性などとともに、その具体的な内容が示されています。国立公園や保護林、特別緑地保全地区などの生物多様性の保全上重要な地域の保全、希少な野生動植物の保護・増殖、生態系に被害を及ぼす外来種の防除、生物多様性をより重視した農林漁業の推進、生物多様性に配慮した社会資本整備など、当該戦略に基づく施策の総合的かつ計画的な実施を通じて、地域の生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進を図ります。

地域連携保全活動の促進に関しては、特に、次に示す施策を講じます。

#### 1) 各法律の特例措置

法においては、地域連携保全活動の円滑な実施を図るため、地域連携保全活動計画に従って行う行為については、自然公園法、自然環境保全法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(以下「種の保存法」という。)、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(以下「鳥獣保護法」という。)、森林法及び都市緑地法に基づく許可や届出などの一部を不要とする特例措置が定められており、これらの措置の適正かつ円滑な運用を図ります。

#### 2) 情報提供、助言その他の援助など

地域の多様な主体がそれぞれの役割に応じた取組を行うことができるよう、それぞれの地域における地域連携保全活動に関する情報提供や当該活動の実施に当たっての技術的な助言、地域連携保全活動計画の作成に係る手引書の整備、地域における様々な活動の支援に関する各種予算措置などを講じるよう努めます。また、地域連携保全活動の円滑な実施の促進の観点から、地方公共団体及び地域連携保全活動支援センターとしての機能を担う者と、必要な情報交換を行うなどして相互に連携を図りながら協力するよう努めます。

生物多様性や地域連携保全活動の意義などについて、地域住民をはじめとする地域の様々な関係者が認識や理解を深め、それぞれの地域において当該活動の一層の促進が図られるよう、引き続き、生物多様性を社会に浸透させるため

の普及啓発や環境教育などに取り組みます。

## **(2) 地方公共団体の施策**

地方公共団体は、地域連携保全活動の促進の観点から、国の施策に準じた施策を講じるとともに、先に示した都道府県、市町村に期待される役割を踏まえ、地域連携保全活動計画の作成や地域連携保全活動協議会の組織化、地域連携保全活動支援センターとしての機能を担う体制の確保、地域連携保全活動に関する情報提供や助言などの必要な援助について、それぞれの地域の自然的・社会的条件に応じた施策を講じるよう努めます。

## 第3章 地域連携保全活動計画の作成に関する基本的事項

### 1 地域連携保全活動計画の作成に当たっての基本的な考え方

市町村は、法において、この「地域連携保全活動の促進に関する基本方針」に基づき、地域連携保全活動計画を作成することができるとされています。地域連携保全活動計画には、区域や目標、地域連携保全活動の実施主体や実施場所、実施時期、実施方法などが具体的に定められることとなり、当該計画は、市町村の区域において生物多様性の保全を進めるための実行計画となるものです。

法においては、地域連携保全活動計画を作成するか否かの判断は市町村に委ねられていますが、先に示した地域連携保全活動の促進の意義や市町村に期待される役割などにかんがみ、市町村は、その区域における自然的・社会的条件に応じたきめ細かな生物多様性の保全を進めるため、当該計画を作成することが極めて重要です。その際には、生物多様性に関する行政分野は多岐に渡っていることを踏まえ、市町村のそれぞれの部署が相互に連携・協力して取り組むことができるような体制を整えることも重要です。

#### (1) 多様な主体の参加・連携

地域連携保全活動計画の作成に当たっては、NPO等による計画の案の作成に関する提案や地域連携保全活動協議会における協議などを通じて、地域の多様な主体の参加を得るとともに、各主体間の有機的な連携が図られることが重要です。

#### (2) 公正性・透明性の確保

地域連携保全活動計画の作成に当たっては、当該計画の案の内容について地域の様々な関係者から意見を求めるなど、当該計画の作成過程における公正性及び透明性を確保することが重要です。

#### (3) 科学的な知見に基づく検討

地域連携保全活動は、地域の特性に応じて行われること及び科学的な知見に基づいて行われることが重要であることにかんがみ、地域連携保全活動計画の作成に当たっては、事前に地域の自然的・社会的条件に関する情報収集や調査などを行い、その結果を踏まえ、地域連携保全活動協議会において研究機関や専門家から助言を得るなど、十分な検討を行うことが重要です。

#### (4) 既存計画などとの調和、関係者との調整

地域連携保全活動計画の作成に当たっては、生物多様性基本法に基づく生物多様性国家戦略や生物多様性地域戦略、自然公園法に基づく公園計画、農業振興地域の整備に関する法律に基づく「農業振興地域整備計画」、森林法に基づく「地域森林計画」や「市町村森林整備計画」、国土利用計画法に基づく「国土利用計画」や「土地利用基本計画」、首都圏近郊緑地保全法に基づく「近郊緑地保全計画」、近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づく「保全区域整備計画」、都市緑地法に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」、地方公共団体の条例に

基づく「環境基本計画」などの既存計画などとの調和を図ることが重要です。また、地域連携保全活動の円滑かつ確実な実施の観点から、活動実施場所の土地所有者、公共施設や水域の管理者などの同意を得るなど、関係者との十分な調整が必要です。

#### **(5) 地域連携保全活動実施者の同意**

地域連携保全活動の確実な実施の観点から、市町村は、地域連携保全活動計画にNPO等が行う地域連携保全活動を記載しようとする際には、あらかじめ、当該NPO等の同意を得ることが必要です。

#### **(6) 地域連携保全活動計画の案の作成に関する提案**

地域連携保全活動を行おうとするNPO等による市町村に対する法第4条第4項の提案は、当該提案の実現性を確保する観点から、可能な限り具体的な内容とするとともに、地域連携保全活動計画の案の目標や区域なども含めたものとするのが重要です。

市町村は、法第4条第4項の提案を受けた際には、当該提案を真摯に受け止めるとともに、地域の自然的・社会的条件を踏まえ、当該提案に係る地域連携保全活動計画の作成の必要性について十分な検討を行い、当該計画を作成する必要があると判断した際には、当該提案者との連携を図りつつ当該計画の作成を進めることが重要です。一方、当該計画を作成する必要がないと判断した際には、その理由などについて、当該提案者に十分な説明を行うことが必要です。

法第4条第4項の提案者と市町村は、地域連携保全活動の促進のため、地域連携保全活動計画の作成に関して相互に協力することが重要です。

#### **(7) 複数の市町村による地域連携保全活動計画の作成**

地域連携保全活動計画は、流域や山系などの生態系としてのまとまりや他の地域における活動状況などを踏まえ必要があるときは、複数の市町村が共同して作成することができます。その際には、十分な調整が図られるよう市町村間の連携を密にするとともに、複数の市町村で合同の地域連携保全活動協議会を設けるなど効率的に進めることが重要です。

#### **(8) 地域連携保全活動計画の公表**

市町村は、地域連携保全活動計画を作成したときは、遅滞なく、当該計画を公表し、当該計画を地域住民などの関係者に周知するとともに、新たな主体の参加を促すことが重要です。

#### **(9) 地域連携保全活動計画の見直し**

地域連携保全活動の順応的な実施の観点から、当該活動の実施状況や効果などを把握するためのモニタリングを行い、その結果を踏まえ地域連携保全活動計画の実施状況や効果などを定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直すことが重要です。

## 2 地域連携保全活動計画の内容

### (1) 区域

地域連携保全活動計画の区域は、必ずしも市町村の区域全体を対象とする必要はなく、地域連携保全活動を促進すべき区域として、奥山自然地域、里地里山・田園地域、都市地域、河川・湿原地域、沿岸域などの地域区分、流域や山系、それぞれの地域間における生態系のつながり、想定される活動の規模、周辺区域の状況などを踏まえ、地域の自然的・社会的条件に応じた適切な範囲を設定することが重要です。

また、流域や山系などの生態系としてのまとまりや他の地域における活動状況などを踏まえ必要があるときは、市町村の行政区画に関わらず、複数の市町村にまたがる区域を設定し、それらの市町村が共同して地域連携保全活動計画を作成することができます。

### (2) 目標

地域連携保全活動計画の目標は、当該計画の区域において達成すべき地域連携保全活動の促進に関する内容を設定します。その際には、地域の多様な主体が丸となり、目標の達成に向けてそれぞれの役割を十分に果たすことができ、かつ目標の達成状況について容易に確認することができるよう、具体的で分かり易い内容とすることが重要です。

また、地域連携保全活動の一層の促進を図るためには、目標に地域の活性化に関する観点を加えるなど、関係者の意識の高揚が図られるような工夫をすることも有効です。

### (3) 地域連携保全活動の内容

それぞれの主体が地域連携保全活動計画の目標を達成するために行う、地域連携保全活動の内容を記載します。その際には、当該計画が実行計画としての位置付けであることにかんがみ、当該計画に基づく活動の確実な実施の観点から、それぞれの活動に関して、実施主体や実施場所、実施時期、実施方法などを可能な限り具体的に記載することが必要です。また、地域連携保全活動の順応的な実施の観点から、当該計画の実施状況などを把握するためのモニタリングについても、あわせて記載することが重要です。

自然公園法などの各法律の特例措置の対象となる活動を記載する際には、その他の事項として、活動実施場所の自然環境の状況など、各法律に基づく許可や届出などの手続きに準じた内容を記載することが必要です。なお、この特例措置は、各法律の法目的に沿った地域連携保全活動の円滑な実施を図るためのものであるため、特例措置の対象となる各法律の許可や届出などを必要とする活動を含む地域連携保全活動計画を作成する際には、各法律の趣旨や目的を踏まえ、適切な内容とすることが必要です。

#### (4) 国又は都道府県との連携に関する事項

地域連携保全活動計画の目標の達成に向けて、国又は都道府県との連携が必要な場合には、国又は都道府県と調整の上、当該計画に基づく地域連携保全活動とあわせて行われることが望ましい国又は都道府県の取組などを当該計画に記載することで、当該計画の実効性を高めることが有効です。

#### (5) 計画期間

計画期間は、地域連携保全活動計画の目標を達成するために必要な期間として、当該計画の目標の設定状況や地域連携保全活動の内容などを踏まえ、地域の自然的・社会的条件に応じた適切な期間を設定することが重要です。

### 3 自然公園法などの各法律の特例措置に係る協議など

地域連携保全活動の円滑な実施を図るため、地域連携保全活動計画に基づく活動については、自然公園法、自然環境保全法、種の保存法、鳥獣保護法、森林法及び都市緑地法の許可や届出などの一部を不要とする特例措置が設けられています。そのため、市町村は、特例措置の対象となる各法律の許可や届出などを必要とする活動を含む当該計画を作成する際には、当該許可などの権限を有する環境大臣又は都道府県知事に協議してその同意を得ること、当該権限が市町村長にあるものについては、市町村が作成する当該権限に係る計画と適合させることなどがが必要です。

環境大臣又は都道府県知事は、当該協議があった場合には、各法律の法益の観点から、各種法令などで定められている許可基準などに則して、当該協議に係る地域連携保全活動の妥当性や当該活動に係る行為による支障の有無などを判断することになります。

#### (1) 環境大臣に対する協議

市町村は、自然公園法に基づく国立公園、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域、種の保存法に基づく生息地等保護区及び鳥獣保護法に基づく国指定鳥獣保護区の特別保護地区の区域内における地域連携保全活動を含む地域連携保全活動計画を作成する際に、当該活動に係る行為が法第4条第6項各号に掲げる行為に該当する場合には、環境大臣に協議してその同意を得ることが必要です。

環境大臣の同意を得た場合には、国立公園などの区域内において、地域連携保全活動計画に地域連携保全活動の実施主体として定められた者（以下「活動実施者」という。）が当該計画に従って行う当該活動については、法第6条から第9条までに該当する各法律の許可や届出などが不要となります。

#### (2) 都道府県知事に対する協議

市町村は、自然公園法に基づく国定公園、鳥獣保護法に基づく都道府県指定鳥獣保護区の特別保護地区並びに都市緑地法に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域内における地域連携保全活動を含む地域連携保全活動計画を作成する際に、当該活動に係る行為が法第4条第7項各号に掲げる行為に該当する場合には、都道府県知事に協議すること、又は都道府県知事に協議してその同意を得

ることが必要です。なお、地方自治法に基づく政令指定都市及び中核市が当該計画を作成する場合には、都市緑地法に係る当該協議は不要となります。

都道府県知事に協議をした、又は都道府県知事の同意を得た場合には、国立公園や緑地保全地域などの区域内において、活動実施者が地域連携保全活動計画に従って行う地域連携保全活動については、法第6条、第9条及び第11条に該当する各法律の許可や届出などが不要となります。

### **(3) 市町村森林整備計画との適合**

市町村は、森林法に基づく地域森林計画の対象となっている民有林の区域内における地域連携保全活動を含む地域連携保全活動計画を作成する際に、当該活動に森林の施業が含まれる場合には、当該森林の施業に係る部分について、同法に基づく市町村森林整備計画に適合させることが必要です。

市町村森林整備計画との適合を確保することにより、地域森林計画の対象となっている民有林の区域内において、活動実施者が地域連携保全活動計画に従って行う地域連携保全活動については、法第10条に基づき、森林法第10条の8に基づく立木の伐採及び伐採後の造林の届出が不要となります。

なお、地域連携保全活動に基づく立木の伐採が、地域連携保全活動計画に記載した内容の実施場所、実施方法などに従っていない場合、すなわち、市町村森林整備計画に従っていない場合については、森林法に基づく処分の対象となることに注意が必要です。

### **(4) 特例措置の対象とならない他法令の規制行為などの取扱**

地域連携保全活動計画に基づく活動に、特例措置の対象となっていない他法令の規制行為などが含まれる場合は、当該行為をしようとする者は、他法令の規定に基づき個別の許可申請などが必要となります。このため、市町村が当該計画を作成しようとする際には、当該計画に基づく活動の適正かつ円滑な実施の観点から、あらかじめ、他法令の規制などの有無、他法令の許可などを要する場合にはその許可などがなされる見込みなども踏まえ、内容を精査することが必要です。

## 第4章 農林漁業に係る生産活動との調和その他の地域連携保全活動の促進に際し配慮すべき事項

### 1 農林漁業に係る生産活動との調和

#### (1) 農林漁業と生物多様性

持続的な農林漁業では、地域の豊かな生物多様性を基盤として、生態系やそれを構成する様々な生物からの恵みを受けながら生産活動が行われています。また一方で、里山林などの森林や草原、水田、水路、ため池、藻場、干潟などの適切な維持・管理などを通じて、その地域特有の野生動植物の生息・生育環境が形成されるなど、持続的な農林漁業の営みによって、地域の豊かな生物多様性が育まれています。

このように、持続的な農林漁業と生物多様性は、相互に密接に関わるとともに、恩恵を享受しあいながら成り立っています。

#### (2) 地域連携保全活動の促進に際し配慮すべき事項

先に示した農林漁業と生物多様性の関係を踏まえると、生物多様性とのつながりの中で持続的な農林漁業が営まれている里地里山・田園地域や沿岸域などでは、より多くの地域連携保全活動が行われることが想定されます。また、各地の里地里山・田園地域などでは、近年のシカやイノシシなどの鳥獣による農林業被害を受け、鳥獣被害の防止のための取組が進められています。このような農林漁業と密接に関わる地域において地域連携保全活動を促進する際には、その地域における農林漁業や鳥獣被害防止に係る政策を踏まえるとともに、農林漁業者をはじめとする関係者や隣接地域との調整を図ることが極めて重要です。

このため、地域連携保全活動計画の作成及び当該計画に基づく地域連携保全活動の実施に当たっては、市町村森林整備計画や農業振興地域整備計画などの農林漁業に係る行政計画及び鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画などとの調和を図るとともに、地域連携保全活動協議会などにおいて、農林漁業者などを交えながら当該活動の実施方法などに関する協議や調整を行い、その地域の農林漁業に支障を及ぼすことがないよう配慮することが必要です。

#### (3) 地域連携保全活動と農林漁業との共生の方向性

現在、全国各地において、農林漁業者と地域の様々な関係者とが連携して、鳥類の生息環境の提供や採餌環境を整えるためのふゆみずたんぼ、カエルやホタルなどの生息環境に配慮したあぜや用水路づくり、生物多様性を含む森林の多面的機能の発揮のための間伐や下草刈り、魚介類の生息・産卵環境に配慮した藻場や干潟の保全など、生物多様性を重視した持続的な農林漁業が営まれています。このような持続的な農林漁業は、里地里山や田園地域、沿岸域などにおける生物多様性の保全の一層の推進に当たり、極めて重要なものとなります。

また、生物多様性を重視した持続的な農林漁業を進めることによって、生きものブランド米などの付加価値の高い米の生産やバイオマスの利活用による新たな



地域産業の創出など、地域の特性を活かした農林漁業の振興や地域の活性化といった効果も期待されます。

地域の生物多様性の保全や農林漁業の振興、地域の活性化などを推進する上で、地域連携保全活動と生物多様性を重視した持続的な農林漁業とが共生し、一体的な取組として促進することが重要です。

## 2 社会資本の整備・管理との調和

都市化や開発などがもたらした負の影響のひとつとして、生物の生息・生育空間の縮小、消失などの進行が挙げられます。しかし近年では、都市公園、河川、海岸などの社会資本整備・管理に際して、生物の生息・生育空間の確保や、地域住民や来訪者にとって自然とのふれあいの場の創出に配慮している取組も行われているところです。

さらに、地域住民や来訪者などの生物多様性への意識も高まる中で、社会資本の整備・管理においても、地域連携保全活動などの取組が行われることが、より良い整備・管理へとつながります。

一方で、これらの社会資本の整備の重要な目的が良好な生活環境の確保や国土の保全などであることにかんがみ、これらの場所での地域連携保全活動は、公共施設や水域の管理者などと連携を図り、十分な調整を行うことにより、整備・管理と調和したものとなるよう配慮することが必要です。

これらの配慮のもとに地域連携保全活動が行われることによって、生物多様性の保全につながるとともに、地域に根ざしたきめ細やかな取組を通じ、自然と調和した魅力ある地域づくりを促進することが重要です。

## 第5章 その他地域連携保全活動の促進に関する重要事項

### 1 地域連携保全活動協議会

法においては、地域連携保全活動計画を作成しようとする市町村は、地域連携保全活動協議会を組織することができるかとされています。当該協議会においては、当該計画の作成や実施に係る協議、地域の様々な関係者間の合意形成などが図られることとなり、当該協議会の組織化は、地域連携保全活動の円滑かつ効率的な実施のために極めて有効なものとなります。

#### (1) 協議会の組織化・構成員

地域連携保全活動協議会は、地域連携保全活動計画を作成しようとする市町村やNPO等、農林漁業者、企業などの地域連携保全活動を行おうとする者に加え、地域連携保全活動支援センターとしての機能を担う者、関係住民、専門家、関係行政機関などであって市町村が必要と認めた者など、地域の様々な関係者の参加を得て構成されることが重要です。

市町村は、地域連携保全活動協議会を組織しようとする際には、その旨を広く公表するなどして、地域連携保全活動を行おうとする者の確実な参加を図ることが重要です。また、科学的な知見に基づく地域連携保全活動の実施及び当該活動の円滑な実施の観点から、特に、専門家、活動実施場所の土地所有者、公共施設や水域の管理者、関係行政機関などの参加を求めることが重要です。

地域連携保全活動協議会の構成員は、当該協議会における協議の結果を尊重するとともに、建設的かつ効率的な協議や調整などを行うことができるよう、相互に協力することが重要です。

#### (2) 協議会の運営など

地域連携保全活動協議会の運営は、必要な事項を規約などに定めた上、地域の特性を踏まえつつ、公正かつ適正に行われることが重要です。また、当該協議会の公正性・透明性を確保するため、希少な野生動植物の保護や個人情報保護などの観点から問題のある場合を除き、公開を原則とすることが適切です。さらに、地域連携保全活動の円滑な実施の観点から、当該活動の実施状況の変化などに応じて、柔軟に対応できる運営方法を定めておくといった視点も重要です。

また、地域連携保全活動協議会は、地域連携保全活動の促進のために必要がある場合には、当該協議会の構成員以外の関係行政機関及び地域連携保全活動支援センターに対し、資料の提供や意見の表明、説明などの協力を求めることができます。

### 2 地域連携保全活動支援センター

地域連携保全活動の一層の促進を図るためには、地域連携保全活動を行おうとするNPO等、地域連携保全活動が行われることを希望する土地所有者、地域連携保全活動に対して協力をしようとする企業などの関係者間の連携・協力が不可欠であ

ることから、それぞれの意向を適切に把握し、それらを踏まえて関係者間を結びつける仕組みを整えることが重要です。また、地域連携保全活動を行おうとする者などが、科学的な知見に基づく活動を行うために専門家の協力を求めている場合などには、必要な者を紹介できるような仕組みも必要です。

そのため、法においては、地方公共団体は、関係者間における連携や協力のあっせん、必要な情報の提供や助言を行う拠点となる「地域連携保全活動支援センター」としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めることとされています。また、地域連携保全活動支援センターとしての機能を担う者は、地域連携保全活動協議会の構成員として挙げられているとともに、国及び地方公共団体と必要な情報交換を行うなどして相互に連携を図りながら協力するよう努めることとされており、地域連携保全活動を促進するために大きな役割を担うことが期待されています。

地域連携保全活動支援センターとしての機能を担う体制は、関係者間の連携・協力のあっせんを行っているNPO等との連携や、地方公共団体の既存組織の活用など、それぞれの地域の特性を踏まえて適切な方法で確保されることが重要です。なお、当該体制の確保に関しては、より広域的な視点が必要であると考えられることから、特に、広域的な視点で地域の生物多様性の保全のための行政を担う都道府県による積極的な取組が期待されます。